

## 4 国税徴収・国税滞納・還付金(平成25年度版) 正誤表

表番号	18 還付金		18 還付金	
正	18 還付金		18 還付金	
	還付金の支払決定の状況		還付金の支払決定の状況	
	区 分	支 払 決 定 済 額 ( 支 払 命 令 官 分 )	区 分	支 払 決 定 済 額 ( 支 払 命 令 官 分 )
		千円		千円
	平成 21 年 度	4,855,277,527	平成 21 年 度	4,855,277,528
	平成 22 年 度	3,786,604,711	平成 22 年 度	3,786,604,711
	平成 23 年 度	3,564,261,001	平成 23 年 度	3,564,261,001
	平成 24 年 度	3,427,373,251	平成 24 年 度	3,427,373,251
	平成 25 年 度	3,560,660,986	平成 25 年 度	3,560,660,987
	源泉所得税	265,763,778	源泉所得税	265,763,778
	源泉所得税及復興特別所得税	707,135,415	源泉所得税及復興特別所得税	707,135,415
	申告所得税	42,964,482	申告所得税	42,964,482
	申告所得税及復興特別所得税	12,918,270	申告所得税及復興特別所得税	12,918,270
	法人税	580,947,633	法人税	585,151,078
	消費税及地方消費税	1,848,429,017	消費税及地方消費税	1,848,432,951
その他	102,502,392	その他	98,295,013	
還付金合計	3,560,660,986	還付金合計	3,560,660,987	
<small>調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日 用語の説明：「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。 (注) 還付加算金を含む。</small>		<small>調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日 用語の説明：「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。 (注) 還付加算金を含む。</small>		

下線部が修正箇所である。